

## アジアにおける石油備蓄の必要性と日本の支援のあり方

開発調査グループ リーダー 表山 伸二

### はじめに

近年、中国、インドの経済成長に伴いアジアの石油需要が増大しており、今後もその傾向は続くと思われる。このような状況の中、アジアのエネルギー安全保障がアジア経済の持続的な経済発展を促すために重要であると認識されている。本レポートではアジアのエネルギー安全保障を確保するための方策のひとつである石油備蓄について、その必要性ならびに日本の支援のあり方について考察を行った。

### 1. IEA の設立

1973 年 10 月の第 4 次中東戦争に端を発した石油危機を教訓に、先進国を中心として、石油供給における緊急時対策および石油依存からの脱却の重要性が強く認識されるに至った。このため、経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）は、1974 年 11 月 15 日の閣僚理事会で、石油供給削減に備えた対策、エネルギーの節約、効率化、石油代替エネルギーの開発利用の促進などを主な内容とする国際エネルギー計画（IEP：International Energy Program）を決定し、その実施、調整にあたる国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）を、同日付けで OECD の枠内に発足させた。

IEA の加盟国は、OECD 加盟国（現在 30 カ国）であり、かつ備蓄基準（前年の 1 日当たり石油純輸入量の 90 日分）を満たすことが条件となっている。加盟国は当初 16 カ国であったが、現在では 26 カ国になっている。IEA の目的は、加盟国において石油を中心としたエネルギーの安全保障を確立するとともに、中長期的に安定的なエネルギー需給構造を確立することであり、石油供給途絶等の緊急時の対応策の整備、石油市場情報の収集・分析、石油輸入依存低減のための省エネルギー、代替エネルギーの開発・利用促進、非加盟国との協力等に取り組んでいる。

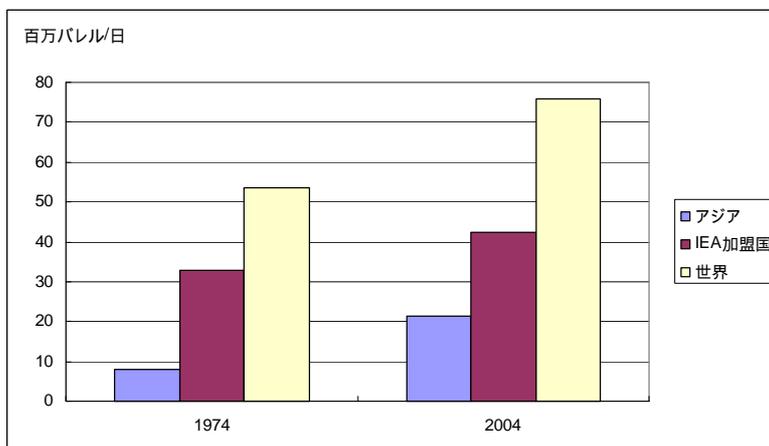
### 2. IEA 加盟国およびアジアの石油需要

IEA が設立した 1974 年の世界の石油消費量は 5,360 万バレル/日（268 万 ktoe）であった。一方、当初の IEA 加盟国の石油消費量は、3,290 万バレル/日（165 万 ktoe）で、IEA 加盟国 16 カ国が世界の 61%の石油を消費していた。このため世界の半分以上の石油を消費していた IEA 加盟国のエネルギー・セキュリティへの取り組みは、世界のエネルギー需給に大きな役割を果たしていた。当時、日本を含めたアジアの石油消費量は 790 万バレル/日（40 万 ktoe）で、世界の石油消費量の 15%を占めていた。また、1974 年の世界の一次エネルギー総供給に対する石油の割合は 44%で、一次エネルギー総供給からバイオマスを除くと石油の割合は 50%に増大し、石油が世界の主要エネルギーの役割を担っていた。

現在、IEA 加盟国は設立当初よりも 10 カ国増え 26 カ国に拡大している。アジアでは韓国が 1996 年 12 月に OECD に加盟し、2 カ国になった。2004 年の IEA 加盟国の石油消費量は 4,240 万バレル/日（212 万 ktoe）で、世界全体（7,580 万バレル/日、379 万 ktoe）の 56%を占めており、IEA 加盟国が世界の石油市場に与えるインパクトは大きいままである（図 1）。一方、アジアの石油消費量は、急速に成長するアジア経済に牽引され増大していった。2004 年の日本、韓国を含めたアジアの石油消費量は、2,138 万バレル/日（107 万 ktoe）で、1974 年に比べて 2.7 倍になり（同期間の世界の石油消費増加は 1.4 倍）、世界全体の 28%を占めるようになった（図 2）。同期間の日本の石油消費量は、1974 年の 490 万バレル/日から 2004 年の 510 万バレル/日へと微増にとどまっていることから日本を除くアジア諸国の石油消費量は 300 万バレル/日から 1,630 万バレル/日へと約 5.5 倍に跳

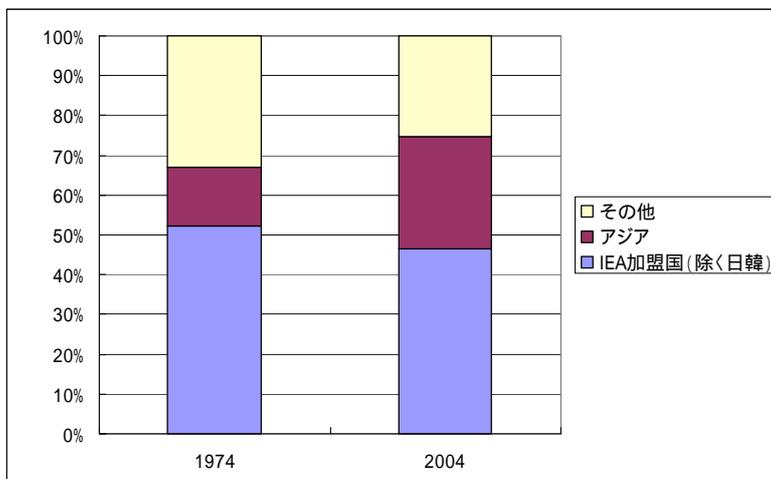
ね上がったことになる。今後もアジアの石油需要は、中国、インドを中心に急速に増大していくことが予想され、世界のエネルギー安全保障に対するアジアの役割はますます大きくなると考えられる。

図 1 世界の石油消費の推移



(出所) Energy Balances of OECD Countries 2006

図 2 世界の石油消費割合の推移



(出所) Energy Balances of OECD Countries 2006

### 3. 石油備蓄の経緯

1973 年 10 月の第 4 次中東戦争に端を発した石油危機を教訓に、先進国を中心として、石油供給における緊急時対策および石油依存からの脱却の重要性が強く認識されるに至った。このため、OECD は国際エネルギー計画 (IEP) を決定し、その実施、調整にあたる国際エネルギー機関 (IEA) を発足させた。IEA 加盟国は OECD 加盟国であり、かつ 90 日の備蓄基準を満たすことが条件となっている。

石油危機を教訓に IEA が中心となり石油の安定供給を確保するために加盟国に対する石油備蓄を義務付け、有事の際にはその石油備蓄を取り崩すことにより供給を確保することを共通目的とした。IEA による緊急時対応措置の内容は協調的緊急時対応措置 (CERM :

Co-ordinated Emergency Measures) と緊急石油融通制度 (ESS: Emergency Sharing System) の2つのレベルがある。前者は石油の供給途絶等緊急時の初期段階において市場のパニックを予防又は沈静化する目的で、各国が協調して備蓄を放出するシステムである。後者は緊急時に各国が需要抑制を行ったうえで、さらに石油の相互融通により不足分を補うシステムで、供給削減の影響を加盟国間で均等化する効果を有している。

#### 4. 過去の石油備蓄放出と効果

IEAによる加盟各国への協調備蓄放出要請は過去に2回実施された。1回目は、1990年8月にイラクのクウェート侵攻により始まった湾岸戦争、2回目は2005年8月末にアメリカ南部を襲ったハリケーン「カトリーナ」による石油危機である。

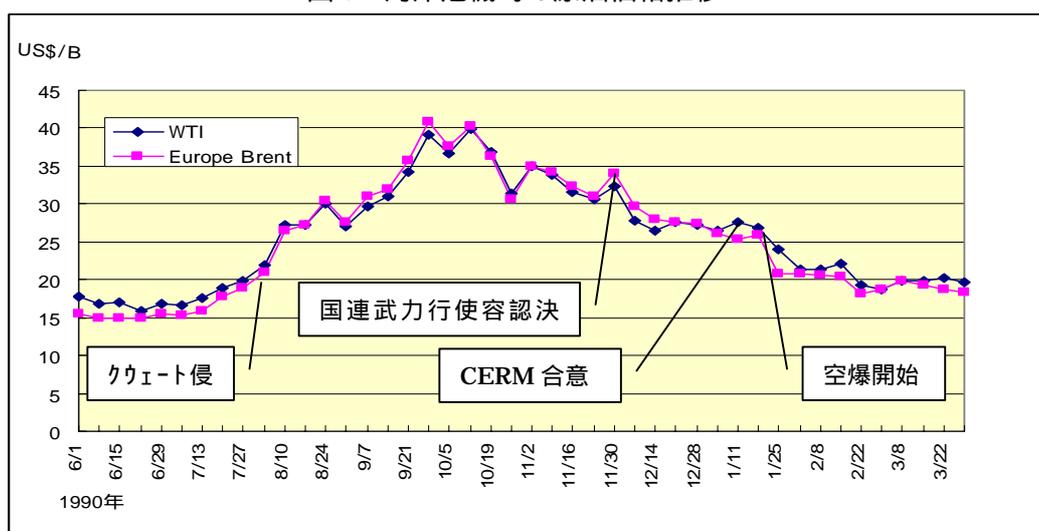
##### (1) 湾岸戦争

湾岸戦争は1990年8月2日にイラク軍のクウェート侵攻により勃発した。湾岸最大の軍事大国と言われていたイラクが人口200万人のクウェートを攻略することは容易にできた。西側諸国はペルシャ湾岸地区に石油を依存しており、これらの情勢不安は世界各国を経済危機に直面させることになった。原油は1990年7月には15ドル前後で推移していたドバイ価格が、8月以降じりじりと値を上げて行き、8月末には25ドル前後、9月末には35ドル前後に急上昇した。その後若干原油価格は値を下げたが翌年1月17日の多国籍軍による本格的軍事行動まで原油価格は25ドル前後で推移した。

この湾岸危機において1991年1月11日にIEA理事会は、「湾岸地域で戦闘が発生した場合には、石油の供給不足に備え、加盟国全体で250万バレル/日(当時の世界全体の石油需要6,218万バレル/日の4%)の石油を市場に放出する」という協調的緊急時対応措置の合意がなされ、1991年1月17日から3月末までの間、備蓄の取り崩しを行った。

その結果、空爆が開始された1991年1月17日以降も原油価格は上昇せず、イラクがクウェートを侵攻する前のレベルまで落ち着いた(図3)。1990年11月29日の国連安保理外相級公式協議でイラクにクウェート無条件撤退を最後通告し、従わなければ加盟国の武力行使を容認と決議した際は原油価格が一時的に上昇した経緯があるにもかかわらず、本来湾岸危機のピークともいえる多国籍軍の空爆時には石油価格の大きな混乱もなく落ち着いたことは備蓄放出の成果と言える。

図3 湾岸危機時の原油価格推移



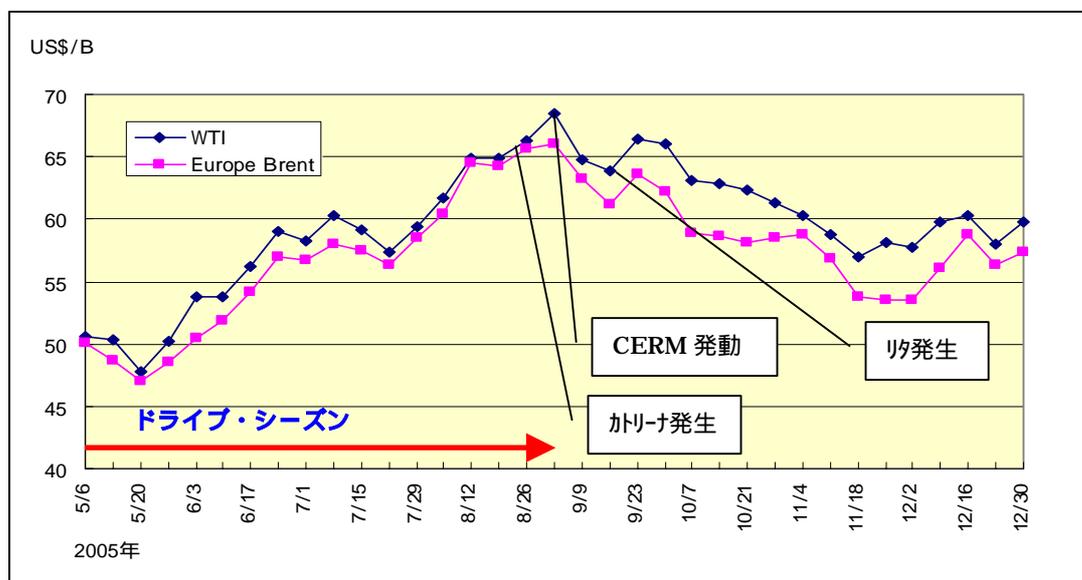
(出所) Energy Information Administration

## (2) カトリーナ

2005年8月29日、アメリカ南部を襲った大型ハリケーン「カトリーナ」の被害に伴うアメリカでのエネルギー供給不足に対応するため、IEAは2005年9月3日、加盟26カ国が協調して、備蓄原油や石油製品を市場に緊急放出すると発表し、200万バレル/日を30日間にわたって放出するとした。日本も放出量の約12%に当たる24万バレル/日(国内需要量の約2.2日分)を分担し、民間備蓄義務日数を70日から67日に引き下げることを決定した。

2004年頃から高止まりが続いていた原油価格は、2005年アメリカのドライブ・シーズンが始まる4月頃から徐々に上昇していき、カトリーナの襲来によりそのピークを迎え、CERMの発動に至った。この発動により一時68.5ドルまで上昇していたWTIは2週間で5ドルほど値を下げたが、再びハリケーン・リタの発生により値を上げ、その後はハリケーン・シーズン前の価格水準に戻った(図4)。この時の備蓄放出は、今まで想定していた「中東からの原油供給途絶」以外のケースであったが、放出により投機家の不安要素がやわらげられたアナウンスメント効果があったと思われる。

図4 湾岸危機時の原油価格推移



(出所) Energy Information Administration

## 5. 石油需要の将来見通し

これまでの経験で、IEA加盟国による備蓄取り崩しが一時的な供給不安を取り除く一定の効果があったことは言うまでもない。これはIEA加盟国の石油消費量が世界全体の約60%を占めており、加盟国の備蓄放出が世界の石油供給に与える影響は強い。しかし、近年アジア諸国の石油需要が増大しており、とりわけ中国、インドの石油消費の伸びが目目されている。

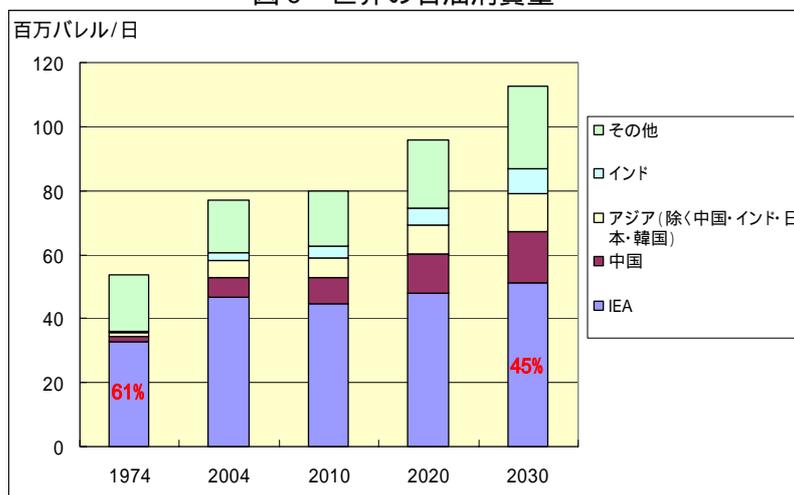
日本エネルギー経済研究所(IEEJ)の見通し<sup>1</sup>によると、世界の石油需要は2004年の7,580万バレル/日から2030年には1億1,266万バレル/日へと年平均伸び率1.5%で増加すると見られている。一方、日本、韓国を含めたアジアの石油需要は2004年の2,138万バレル/日から2030年には4,210万バレル/日へと年平均伸び率2.6%で増加する。この中でも中国とインドの伸び率は高く、それぞれ3.7%、4.4%と予想され、2030年時点の両国のア

<sup>1</sup> アジア/世界エネルギーアウトック 2006年9月

アジア石油需要に占める割合は57%に達する(2,384万バレル/日)。

図5に示すようにIEA発足時には世界全体に占める加盟国の石油消費の割合が61%であったのに対し、2030年ではその割合が45%に低下する。一方、日本、韓国を除くアジア諸国の石油需要の割合は世界の32%を占めるようになる。

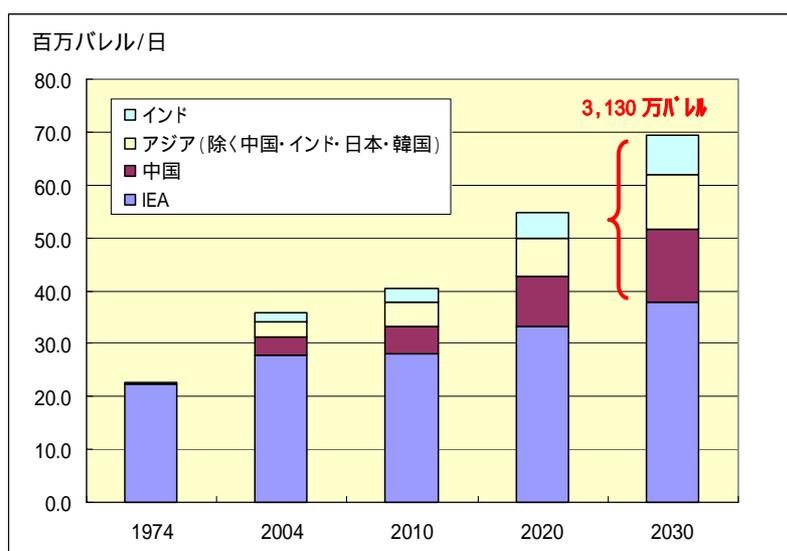
図5 世界の石油消費量



(出所) 実績は Energy Balances of OECD Countries 2006、見通しはアジア/世界エネルギーアウトLOOK 2006年9月、IEEJより作成

また、IEA加盟国とアジア諸国の石油純輸入量を見ると1974年では、アジア諸国(日本を除く)の純輸入量は0だったのに対して、IEA加盟国は2,240万バレル/日であった。しかし、アジア諸国の石油純輸入量は徐々に増加していき、図6に示すように2030年には3,130万バレル/日になる見通しである(2030年のIEA加盟国の純輸入量は3,790万バレル/日)。さらにアジア諸国に日本、韓国を含めるとアジアの純輸入量はIEA加盟(日本、韓国を除く)を逆転する。

図6 アジアとIEA加盟国の石油純輸入量



(出所) IEA, World Energy Outlook 2005、アジア/世界エネルギーアウトLOOK 2006年9月、IEEJなどより作成

2006年11月時点のOECD加盟国の石油備蓄量は約42億バレル(表1)で、世界の石油需要の約15%(55日分)に相当する。しかし、2030年時点で90日分の石油備蓄をIEA加盟国が持ち続けたとしても世界全体の石油需要に対しては41日分に減少することになる。これまでIEA加盟国がとってきた政策が世界のエネルギー安全保障を大きく左右してきたが、今後は非加盟国、とりわけアジア諸国との協調がエネルギー安全保障を左右することになる。

表1 OECD加盟国の石油備蓄量(2006年11月時点)

地域	民間備蓄	国家備蓄	合計
OECD北アメリカ	1,296	689	1,985
OECD欧州	958	409	1,367
OECDアジア・オセニア	457	393	850
合計OECD	2,712	1,491	4,203

(出所) EIA, International Petroleum Monthly より作成

## 6. アジアの石油備蓄の取り組み

### (1) 中国・インドの動向

アジアの中で国家石油備蓄を有しているのはIEAに加盟している日本と韓国だけであり、その他の国においては、石油会社や石油輸入業者に一定の在庫を保有するように義務付けているだけである。最近の動向では、中国とインドに国家備蓄の計画がある。中国は、産油国であるため従来は石油備蓄への取り組みにそれほど重点が置かれてこなかった。しかし、1993年に石油純輸入国となり、石油輸入が増加し続けたため、緊急時への備えが不足していることを認識し始め、備蓄政策に関心を持つようになった。「第10次5ヶ年計画(2001~05年)」の策定に当たっては、「石油などの戦略備蓄体制の整備を早期に確立する」との政策・方針が打ち出され、国家備蓄施設の建設、民間企業備蓄の確保に向けた法律制度整備等に向けた検討・準備が始まった。

こうした状況下、中国政府は第10次5ヶ年計画(2001~2005年)で800万m<sup>3</sup>の石油備蓄能力保有を目標とし、2003年5月、国家石油弁公室を設置し、沿海地域に4ヶ所の国家備蓄基地を建設する計画を進め、2004年3月に国家石油備蓄基地として、浙江省鎮海、浙江省舟山、遼寧省大連、山東省黄島が確定した。

大連国家石油備蓄基地は、大連大孤山鎮にタンク30基(1基10万kl、合計容量300万kl)を建設予定。黄島国家備蓄基地は山東省青島市黄島区にタンク30基(300万kl)を建設予定。舟山国家備蓄基地は、浙江省舟山市地区に第1期計画では2006年までにタンク10基(合計300万kl)最終計画として500万klの貯蔵能力を建設予定。鎮海国家備蓄基地は、浙江省寧波市鎮海区に第1期プロジェクトで2005年8月にタンク16基(合計160万kl)を完成させ、第2期として2006年までに10万klタンク36基を追加して建設する計画である。

表2 中国の国家備蓄基地一覧

基地	建設地	事業者	タンク容量(万kl)	完成時期
鎮海	浙江省寧波市	Sinopec	520	2005年一部完成
黄島	山東省青島市	Sinopec	300	2008年頃
岱山	浙江省舟山市	Sinochem	500	2008年頃
大連	遼寧省	Petro China	300	2008年頃
計			1,600	

(出所) [http://oilresearch.jogmec.go.jp/publish/pdf/2005/200503\\_077t.pdf](http://oilresearch.jogmec.go.jp/publish/pdf/2005/200503_077t.pdf)

これらの計画が順調に進むと2008年頃に中国は1,600万kl(約1億バレル)の国家備蓄を持つことになる。中国政府は石油備蓄の目標として、2005年までに石油輸入量の35日分(国家備蓄14日分、民間備蓄21日分)を達成し、2010年までに50日分に拡大することを計画している。しかし、現在建設が計画されている国家備蓄は2010年の石油需要量約30億バレルの12日分にしか相当しない。中国では今後も高い伸び率で石油需要が増大していくため、石油備蓄の積み増しを積極的に行わなければ、備蓄日数は急速に減少してしまう。

インドでは2003年2月、500万トン(2000年時点のインドの国内消費量の約15日分に相当)の戦略石油備蓄計画を立案した。約1年間の検討を経て、この500万トンの計画は、インド西海岸のマンガローに2カ所(それぞれ250万トンおよび150万トン)、東海岸のピサカパトナムに100万トンの基地を建設することとされ、2004年1月7日、同案は閣議決定された。これら3カ所の備蓄基地は、建設コストが安価で、セキュリティ上の観点からも好ましいとして、地下備蓄システムが採用されることとなった。また500万トンの国家備蓄は第1期の計画であり、インドの経済成長にともなう石油の国内消費と輸入の増加に対応し、第2期として1,500万トンまで積み増すことも決定されている。しかし、石油・天然ガス省によれば、第2期の開始時期は未定であり、第1期の計画終了とその評価を踏まえて第2期計画の詳細が策定される予定である。

## (2) その他のアジア諸国の動向

アジア諸国で、石油備蓄に積極的に取り組んでいる国のひとつにベトナムがある。ベトナムには石油精製設備がなく、産油国でありながら石油製品の全量を輸入に依存してきた。現在、ベトナム中部のQuang Ngai県に年間原油処理量650万トンのDung Quat製油所がベトナム資本で建設されており、2009年に第1製油所として操業を開始する予定になっている。その他にも第2、第3の製油所がベトナム北部や南部で計画されている。しかし、計画通りに製油所が建設されてもなお石油製品の供給は不足し、今後も石油製品の輸入が続くものとされている。また、現在ベトナムは石油の純輸出国だが、2010年以降は輸入国に転じるとされている。このようにベトナムでは将来の石油需要の増大に備えて国家備蓄基地建設の計画が考えられている。また、ベトナム工業省では、将来の国家石油備蓄基地を検討する際、近隣諸国との石油備蓄の融通についても検討すべきとの声が出ている。

インドネシアには国家石油備蓄はないが、政府は最低22日分の石油製品による商業在庫をプルトaminaに義務付けている。最近、MIGASの中のDirectorate of Oil and Gas Program DevelopmentにOil and Gas Strategic Reserve Sectionが新設された。この組織は石油・ガスの戦略備蓄を取り扱うために設立されたが、具体的な実行計画はまだなく、大学や研究所などとの取り組み方を検討している段階である。また、世界第2位の貯油施設会社であるOiltankingは、インドネシアBanten州のCilegonに30万トンの貯油施設を建設すると発表している。操業開始は2007年であるが、2001年の新石油法以来はじめてインドネシアに石油貯蔵施設が建設されることになる。また、国際企業のVopakも同様な計画を発表している。

中国本土との軍事的緊張下にあった台湾では、中国による海上封鎖に備えるためタンカー備蓄という形で120日分の石油を備蓄していたとされるが、海上封鎖の懸念が少なくなったことから備蓄は削減された。1993年には備蓄量がそれまでの90日分から60日分に削減された。これが今日の台湾の企業備蓄に繋がっている。

タイでは、石油が国家経済上重要な資源であり、万一石油の供給が途絶した場合、石油供給の大半を輸入に依存しているため非常に大きな影響が生じるとの認識を有している。このような認識の下で、タイでは1978年の燃料法の制定以降、企業には一定の石油備蓄義務が課せられている。対象となる企業は石油精製、輸入・販売会社である。石油精製会社、輸入・販売会社は独自に商業在庫を保有しているが、政府の課している備蓄義務量は政府の許可なしに使用することはできない。

フィリピンには、現在国家備蓄制度はない。商業在庫に関しては、1997年2月の石油産業規制緩和法によって、石油業者に対する原油40日分（国内在庫＋輸送中の原油）、石油製品30日分の在庫義務が課せられていた。しかし、石油市場の自由化が進展する中、新規参入者は商業在庫のための設備投資が必要となり、これが参入障壁になっているとの認識から、1998年2月に在庫義務の廃止等を盛り込んだ新規規制緩和法が成立することとなった。しかし、2002年10月の大統領行政命令134号に基づき、石油会社に再び最低限の在庫保有義務が課せられた。現在、エネルギー省はこの最低限の在庫保有日数を原油15日分、石油製品15日分と定めた。また、フィリピンは自国およびアジア地域全体における石油供給の安全保障強化の一方策として、米海軍基地跡のスービックにある石油貯蔵能力の有効活用に関心を有しており、自国およびアジア諸国の共同備蓄基地としての利用に関心を示している。

## 7. アジアのエネルギー安全保障

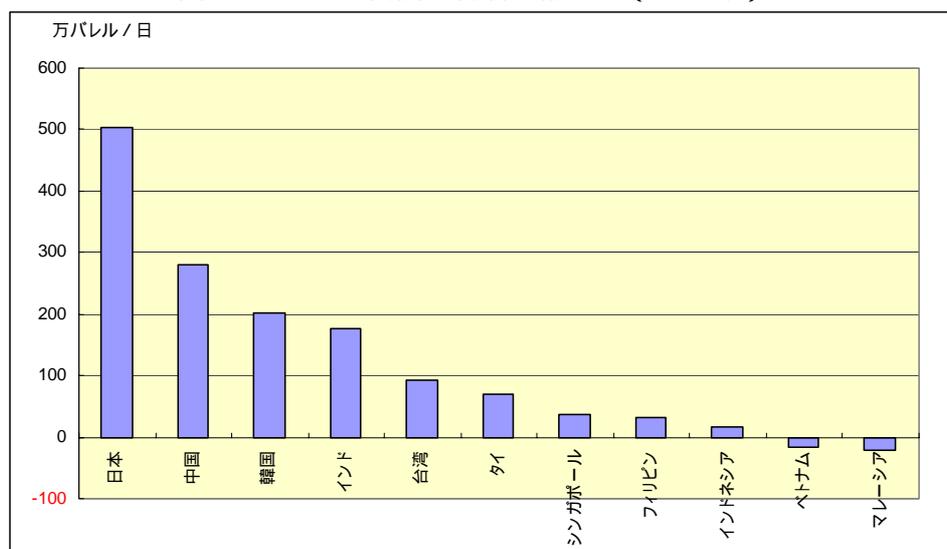
今後アジアの石油需要は、旺盛な経済成長やモータリゼーションなどの影響により急速に増大すると予想されている。また、アジアの石油輸出国であるマレーシアやベトナムも今後国内石油需要が増大し、2015年頃には石油の純輸入国に転じることが予想されている。アジア諸国の石油需要及び輸入量の増大を考えると、アジア諸国は何らかの石油確保に対する取り組みを検討する必要がある。最近では中国、インド、韓国などは海外にある石油鉅区の権益を積極的に取得する動きを見せている。また、前述したように中国やインドでは石油備蓄基地の建設を開始するなど、エネルギー安全保障を強化する気運が高まっている。

このように、ASEAN諸国では民間備蓄や国家備蓄を必要と認識している国はあるものの、実行段階には至っていない。また、中国、日本、インド、韓国などと比較するとその他のアジア諸国の石油需要は小さい。さらに、石油備蓄義務がIEAの規定にあるように石油純輸入国だけがその対象と考えると、現時点ではマレーシア、ベトナム、ブルネイが除かれることになる。仮に国家備蓄あるいは民間備蓄を持たない石油純輸入国であるタイ、シンガポール、フィリピン、インドネシアの各国がIEAの基準である石油純輸入量の90日分の備蓄を民間あるいは国家で保有するとすると、タイは6,200万バレル（990万kl）、シンガポール3,400万バレル（約550万kl）、フィリピン2,950万バレル（470万kl）、インドネシア1,500万バレル（240万kl）で、4カ国の合計は約1億4,000万バレル（約2,200万kl）となる。しかし、これは日本の5分の1の規模（日本は約6億5,000万バレル）にすぎない。石油備蓄は一種の保険のようなものだが、何らかの石油危機が発生しなければ、備蓄油購入費、建設費、保全費だけが支出されていくことになり、備蓄の規模は小さくても経済上の理由から実行に移せない国が多い。フィリピンやタイに関しては90日分の備蓄油購入費だけで、国家予算の10%を占めることになる。

各国がそれぞれ石油備蓄を持つ必要はなく、欧州などが実施している協会備蓄<sup>2</sup>的な考え方もある。必要最低限の備蓄日数は各国が保有し、その他の備蓄はアジア各国で共同備蓄を持つのも経費の削減につながる。石油備蓄を自国以外に保有することが安全保障の点から受け入れられないという考え方もあるが、ASEANという地域連合組織を活用し、域内のエネルギー安全保障を高めることが必要である。また、ASEANはIEAに加盟していないため、石油備蓄の運営・用途についてはIEA理事会の判断を仰ぐIEA加盟国とは違い、緊急時の国家備蓄の民間への貸し出しなどある程度フレキシブルな対応（利用方法）が可能となる。

<sup>2</sup>法律に基づいて設置される公的な協会備蓄実施機関が中心となり、備蓄事業を推進するシステム。例えば、ドイツでは、EBVと称する石油備蓄協会が、石油会社など石油備蓄義務者から分担金を徴収した上で、基本的に石油企業などの運営とは分離して備蓄を保有している。

図7 アジア主要国の石油純輸入量（2004年）



(出所) Energy Balances of OECD Countries 2006

## 8. 日本の役割

アジアのエネルギー安定供給が我が国のエネルギー安全保障に密接に関係していることは言うまでもない。最近の石油備蓄に対する動きとしては、2004年6月にマニラで第1回 ASEAN+3 エネルギー大臣会合が開催され、これまでの協力分野（エネルギーセキュリティ、石油備蓄、天然ガス、再生可能エネルギー）に関し、さらに協力を強化していくことが合意された。また、この会合で当時の中川経済産業大臣からは日本がアジア地域に対する国家石油備蓄調査の支援をおこなうことを表明し、これまでフィリピン、タイ、ベトナムの国家石油備蓄に対する支援調査が実施されてきた。これらの支援調査の中で明らかになった各国のニーズは、その国に適した石油備蓄量の考え方、備蓄基地の位置の決定方法、備蓄する原油と石油製品の割合、地下備蓄と地上備蓄の長短所、石油備蓄に関する法整備、備蓄基地の運営・保全方法、安全基準など、ソフト面の支援に期待しているところが多い。

日本の石油備蓄事業はこれまで約30年にわたって続けられており、数多くの石油備蓄基地を有している。これらの事業の中では機動性が欠けるなどいくつか問題視されているところはあるものの、アジア各国のニーズに対応できるノウハウを既に要している。今後アジア各国が早急に石油備蓄基地を構築するためには、日本が経験した技術や政策・制度を移転し、それぞれの国に適した備蓄制度を各国自身が検討する必要がある。ASEAN+3 や APEC 会合などで石油備蓄の必要性が提唱され続けているが、具体的な支援策など日本と各国の石油備蓄事業に従事している実務担当レベルでの具体的な検討が必要な時期に来ていると思われる。

日本が国家石油備蓄を開始したのは1978年で（民間備蓄は行政指導により1971年から開始）その後1979年に韓国が国家石油備蓄政策を採用し、最近では中国、インドが国家石油備蓄の建設を開始した。日本はアジアの中で、石油備蓄の取り組みを最初に行った国であり、韓国が国家備蓄を導入した際には日本の石油備蓄法を参考にしたと言われている。いわば日本はアジアでの石油備蓄の先駆けであり、法制度、運営、安全管理などについて多くの知見を有している。

アジア諸国、とりわけタイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアでは石油備蓄の重要性を認識し、石油備蓄の検討を始めているが、国家備蓄の経験がないためどのように備蓄を構築していくかが課題になっている。アジアの石油備蓄リーディング・カントリーである日本はこれら諸国にノウハウを提供することにより、アジアのエネルギー安全保障推進に

貢献することができよう。韓国も石油備蓄の経験を蓄えてきており、中国、インドも石油備蓄のノウハウを今後は蓄えると考えられる。これらの諸国がアジアの石油備蓄に対する協力に着手するには今少し時間が必要であろう。我が国はそれに先駆けて日本の経験をアジア諸国に提供し、エネルギー安全保障の推進に貢献するとともに、我が国自身の存在感を高めることも重要であろう。また、各国の備蓄基地建設負担を軽減するために、アジア諸国の共同備蓄基地の建設についても ASEAN+3 や APEC 会合などでさらに検討してゆくべきであろう。

お問い合わせ:report@tky.ieej.or.jp